

令和4年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和4年10月18日（火）午後2時00分～4時00分

場所：埼玉会館ラウンジ

出席委員：佐藤会長、曾根委員、大島委員、田中委員、八木井委員、羽生田委員、
田口委員、大井田委員、宮野委員、高野委員、山中委員、續委員、
小材委員、福嶋委員、長岡委員、関口委員、小野寺委員、岡田委員 18名
欠席委員：平野委員、民谷委員

<1. 開会>

(司会)

ただいまから令和4年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は事務局の障害者福祉推進課の平野と申します。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、18名の方にご出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は、有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。また、会議につきましては、規則第8条により、原則として公開としており、本日は3名の方が傍聴をしていらっしゃいます。それでは初めに、障害者福祉推進課長の鈴木よりご挨拶を申し上げます。

<2. 課長あいさつ>

(障害者福祉推進課長 鈴木)

障害者福祉推進課長の鈴木でございます。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、本県の障害者施策の推進につきまして、日頃より格別のご理解とご支援をいただいておりますこと、あわせて厚く御礼を申し上げます。さて、今年度は、当協議会においてご検討いただき、策定をした第6期埼玉県障害者支援計画につきまして、3年計画の中間の年を迎えております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響もある中ではございますが、計画の基本理念である行政社会の実現に向け、関係各課それぞれが、計画に盛り込んだ施策の取組を進めているところでございます。委員の皆様におかれましては、こうした県の取組に対しましても、引き続きご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。本日は、前回の第1回協議会に引き続きまして、障害者支援計画に係る重点課題についてご協議をいただきたいと思います。各ワーキングチームで議論をしていただいた内容についてご報告いただくとともに、意見交換をお願いしたいと存じます。重点課題を選定し、検討を重ねていくことで、2年後に始まる次期計画の円滑な策定につながるものと期待をしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜り、じっくりと時

間をにかけてご議論いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

議事の前に、配付資料の確認をさせていただきます。

～配布資料確認～

それでは議事に入らせていただきます。協議会規則第6条第1項により、議長を佐藤会長にお願いいたします。

<3. 議 事>

(佐藤会長)

こんにちは。まだコロナ禍が続いておりますので、なるべく時間の延長がないように進めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本議会の規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきますと思います。續委員と小材委員、よろしいでしょうか。お願いいたします。

では、議事にありますワーキングチームA、B、Cの検討状況を報告していただきたいと思っております。各ワーキングチームリーダーの方から15分程度で、ご報告をお願いいたします。

まず、私からAチームの報告をさせていただきます。資料2-1として、会議メモが用意されていると思います。加えて、ヒューマンライブラリー（仮称）に関して、前回のワーキングをもとに図式化した資料2-2があります。

7月のワーキングでは、民谷委員、福島委員、関口委員、小野寺委員、私の5名で実施をさせていただきました。関口委員にサブリーダーをお願いすることになりました。メンバー及び事務局体制も新たになったため、まずは前年度の確認をしながら、本年度の取組をどうするかを話し合いました。第6期障害者支援計画の第4章施策体系の大柱「理解を深め、権利を護る」を進めていく点で、特にヒューマンライブラリー（仮称）の創成をする。これを3か年で実用化に向けていくことを中心とし、障害者への理解促進と差別解消について課題検討していくことを本年度も改めて確認しているところです。ヒューマンライブラリー（仮称）は、既に日本国内に、既存学会としてヒューマンライブラリー学会というものがあります。皆様に既にお伝えしていますが、学会活動とは異なる取組であり、埼玉県独自の仕組みづくりのため、名称を改めていく方向で検討しています。今のところ、「ひとひと講座」、「ひとひと対話講座」、「障害を知ってもらい隊、Diversity gallery（ダイバーシティ・ギャラリー）」、「彩（いろどり）ライブラリー」、「もっとあなたを知るライブラリー」などが候補で挙がっています。どれもまだ決定まで行きついていないところです。

また、ヒューマンライブラリー（仮称）の昨年度の引き継ぎとして、小中学生を対象に障害

理解を進める機会にすることが挙げられています。ワーキングの中でも、「学習指導要領の中に心のバリアフリーが明記されたことを含めながら、学齢期の子供たちを対象とすること」、「障害者差別解消法で合理的配慮が民間にも義務化されたことから、医学モデルから社会モデルへの視点の転換を、一般の人たちにも理解していただくこと」、これらが障害理解を促進する上で必要ではないかと話が出ました。つまりいろいろな立場の県民の理解を進めていく必要があります。また、福祉教育ボランティア学習学会が1990年代に創設されています。埼玉県社会福祉協議会では50年近く福祉教育の推進をしており、福祉教育推進養成研修をしています。学校の教員、福祉施設従事者、社会福祉協議会の職員その他、実際にボランティアをしている方、障害当事者などで構成された学習機会であり、全国初の取組として行っています。その後の10年で、総合的な学習の時間が導入されてきたこともあり、発展的解消をしました。今日では改めて、福祉教育ボランティア学習の推進が重視され、全国社会福祉協議会が、この研修をモデルとして都道府県職員を養成研修で招集し、各都道府県内の市町村に反映していく事業を行っています。また「あったかウエルねっと」という養成研修の修了生による組織や、障害当事者による障害者理解の研修を行っている「DET埼玉」、既に県で実施している県政出前講座などから、研修のノウハウや教育プログラム、人材の育成方法などについて生かせるものを生かしてはどうかという話が出ました。

また、学校に係る部分では、県教育委員会の協力がなければ、市町村の学校教育の現場に反映できないだろうと話が出ました。次回のワーキングでは、関係団体の方にお越しいただき、活動内容の紹介及びヒューマンライブラリー（仮称）を進めていく上で協力いただけるかどうかを確認することになりました。

資料2-2で示されているように、県や県社協、県教育委員会、障害者施策推進協議会など広域の横つながりのプラットフォーム機能を検討しているところです。県社協では、既に「地域福祉推進プラットフォーム」の中で福祉教育ボランティア学習を進めているため、連携することによって市町村とのつながりを得やすくなると考えています。また、障害福祉政策の一環として市町村の障害担当課と連携をすること、できる限り県教育委員会の協力が得られるようにすること、義務教育指導課と市町村教育委員会を経て学校関係に周知等を図っていくことができるようにすること。このように調整していくことが大事ではないかと思っています。

また、先ほど申したように、対象は学齢期の子供たちとしつつも、一般の方々に対しても学校以外の教育の場として、例えば公民館などで行う生涯学習のように進めていきたいと考えています。

これらを一つの叩き台とし、次のワーキングチームでは、どのように具体的にしていくことが可能か話を進めていきたいと思えます。資料2-2の裏面は令和4年度、5年度の流れを、前回確認したところを踏まえて整理をしたものです。

そして、皆様に配布しているカラーのチラシは、本学で取り組んだプログラムについてで

す。本年度は私の大学で企画させていただき、ヒューマンライブラリー（仮称）に向けたプレ公開講座を開催しました。本来、公開講座は1人1回と限定されているものですが、今回は新たに学部や学科を横断し協力を得て2回実施しました。ヒューマンライブラリー（仮称）の資料2-2で示しているように、障害理解を他の学部や学科と協力をしながら進めていく形で取り組みました。やはり難しいです。事務局の方にも理解していただく難しさ、学部学科を横断して協力体制をとる難しさ、スタッフの協力をお願いする難しさなど。いろいろな部署が関係するものを始めることは大変な面もありますが、それによって合理的配慮の必要性が事務局並びに関わった人たちに伝わり、理解が促進された面もあります。また、ハード面の様々な不備を補う方法など、関係者が今まで気付かなかったことに気付くことができた面もありました。

特にこの取組では、教育的な視点から、特別支援教育が専門である本学の中西先生にコーディネーターになっていただきました。また、ちょうど協力をお願いしようと思っている「DET埼玉」、推進養成研修で組織化された「あったかウェルねっと」、当事者として本学の卒業生で聴覚障害者の吉田莉瑚さんに協力いただきました。彼女は特別支援学校出身で、本学で初めて健聴者とともに学びました。彼女は将来、母校であるろう学校の教員になりたいと思っているのですが、今はシステムエンジニアとして障害者雇用で一般就職しています。一般の方々と関わる中で学んだことによって、自分と同じ立場の生徒たちに教育をしたいという強い意志を持っています。やはり1回目の講座では、「当事者の話を直接聞く機会があったため、すごくよかった」という反応が圧倒的に多かったです。「どんな声掛けをしたらいいのか」、「接し方はどうしたらいいのか」、あるいは「心のバリアフリーを学ぶことができた」、「積極的に行動することが大事だと分かった」といった大きな反響がありました。全体で約120名の方に参加していただきました。

2回目の講座では、福祉的な視点から「地域で暮らす」をテーマにしました。在宅生活を支えていく時に、当事者や家族関係者だけでなく、地域の人たちによる理解を促進していかなければなりません。私は、地域福祉を推進する中で、県の支援計画を作った際に、総合支援体制整備事業を進められるように一つの仕組みを提案しました。それを新座市でも実践させていただいて、北部第二地区の福祉を推進する各地域の社会資源の方たちが集まった団体と立教大学の学生が地域の障害のある方たちと関わり、卒業した後も家族のように交流をしています。講師の百石さんという方は、2人の重度心身障害者の娘さんを1人で支えてきた方です。公的なサービスだけでは十分ではないものを、地域の支援を得て、ともに在宅で暮らすということの実情を話していただきました。全体で60名ぐらいでした。「地域の中で顔見知りになっているということが大事だと分かった」、「実情が聞けて良かった」、「いろいろな立場の人たちが、協力し合って、お互いさまの関係を作って、地域で暮らすことが重要であるということが分かった」というような感想がありました。

まとめると、やはり当事者の方たちが発信する力は大きいと改めて感じました。ワーキング

チームAにおいては、今年度にヒューマンライブラリー（仮称）の実証実験をするという予定がありましたが、それを来年度に実施することを確認するためのプレ講座として実施させていただきました。そしてその効果をご紹介させていただきました。

次年度、どのように皆様の所属する団体様にご協力いただきながら、どのようなことができるかということを経営チームの中で検討していくということが、一つの柱になっています。

その他、障害者支援計画の施策体系の中で進められている取組の中で挙げたこととして、「障害者の理解促進と差別解消」の部分では、新規施策であるケアラーに関すること、障害者差別解消の推進に関する障害者権利条約の批准及び障害者差別解消法に関すること。国連の勧告もありましたので、これらを含めながら、差別解消の推進について検討していく必要があります。また、虐待の防止に関することや、旧優生保護法に基づく一時金支給等の相談支援について検討する必要があるのではという話もありました。施策の進行状況を確認しながら、課題を整理していく必要があると認識しています。

「ヒューマンライブラリー（仮称）」と「障害者への理解促進と差別解消」この2点について、引き続き検討し、まずはヒューマンライブラリー（仮称）の実用化に向けて、具体的にしていけることが次の課題になっています。

以上Aチームの報告とさせていただきます。

（曾根委員）

Bチームの報告をさせていただきます。Bチームのリーダーの曾根と申します。

サブリーダーは、長岡委員にお願いすることになりました。Bチームの検討課題としましては、「障害者の地域生活の充実・社会参加の支援」、「障害者の就労支援」という2つですが、実質的には、「障害者の地域生活」、「社会参加の支援」、「障害者の就労支援」の3つと考えています。

まず、障害者の就労支援につきましては、宮野委員から難病患者就労支援についての課題をお話いただいています。これについては、難病患者の就労に関する協議会が埼玉県障害者雇用サポートセンターにおいて現在開催されております。宮野委員も参加されており、その協議会が障害者の就労支援について集中的に検討される場になっておりますので、難病患者の就労に関する課題を本協議会に持ち帰っていただき、来年度検討する計画策定の中でどのように反映するかを検討していくことになっています。

さらに他の委員会で検討された課題を計画に反映させる点につきましては、手話の関係で、本日欠席されている平野委員が手話懇話会に参加されています。そちらで取りまとめた課題について、障害者支援計画に反映させるためにフィードバックしていただくということになっています。この2つの課題は、専門的に検討されている協議会、懇話会で出た課題を計画に反映

させるということになったものです。

難病患者の就労について、障害者手帳を持っている難病患者はおおよそ全体の半分で、症状が変動するため、身体障害者手帳を取れない方は半分ほどいらっしゃいます。障害者雇用率の算定の対象になるのは、障害者手帳を持っている方であり、手帳が取得できない難病の方が障害者雇用の法定雇用率に算定されない関係から、なかなか雇用されにくい状況であるという課題が報告されました。これについては「障害者雇用促進法という国の法律に定められてるルールのため、県独自で何かできるかについて検討していきましょう」ということになりました。

次に、大井田委員から入店拒否をされたという報告がありました。チェーン店とのことですが、身体障害者補助犬法という法律が20年ほど前に制定されており、補助犬を連れた方の入店拒否は禁止されております。しかし、20年経ってもそういった状況がまだ続いており、病院でも、待合室が狭く、犬アレルギーの患者さんがいる等の理由で補助犬が入ることを拒否されたケースがあるということです。これについては、先ほどAチームで障害者差別解消法の課題が検討されているという報告がありましたので、この課題を引き取っていただきご検討いただければと思います。

次に、てんかん協会の續委員から、てんかん患者の自立に関する課題が挙げられました。具体的に言いますと、てんかん発作はいつ起こるか分からないため、十分な見守りが必要となる方がいらっしゃるというお話でした。グループホームのように、常に人がいる場所で、家族と離れて生活することも必要ではという話がありました。ただ、てんかんを対象とすると、例えば、生活上のことや金銭管理などの支援というより、見守りが中心ということになりますので、グループホームに限らず、見守りがついている住居のようなケースで対応することも考えられます。このような課題について今後どうしたらよいか検討していこうとなりました。

羽生田委員からはグループホームの入居待機者のお話がありました。埼玉県ではグループホームの入居待機者が多いのではないかなというようにお話を、特に埼玉県は入所施設の定員が少ないからということもあります。特に障害の重い方にとっては、期待されるころだと思いますが、希望があっても、グループホームで生活することができない人たちが多くいらっしゃるというお話です。また、入所施設の待機人数が一定数いるのではないかなとの話もありました。これまでですと、例えばグループホームの設置箇所数などについては、国が示している障害福祉計画の基本指針に出ている数字を市町村の人口で割るなどして、計算で目標値を出しているという実態もあります。そうではなくて、市町村において実態を調査して、きちんと実数を計画に載せてもらうことが必要なのでは、となりました。これについては、県が各市町村に対して、きちんと把握をした数字を載せるように指示する必要があるのですが、それを県が示せるかどうかについては、事務局に検討していただくことになりました。

「地域生活支援拠点」という常時緊急事態に対応できるような拠点を各市町村又は障害保健福祉圏域に1箇所以上設置することが指針になっており、既にそれが実施されている前提で、

現在計画が進んでいるところであります。面的整備型が非常に多い現状です。面的整備型とは、今ある社会資源をそれぞれ連携させて地域生活支援拠点として機能させるというもので、面的整備型でやれば地域生活支援拠点ができたと言えるでしょう。全国的には、それが有名無実化してしまって、名前は付けたが実質的には機能していないのではないかと指摘されています。地域生活支援拠点のガイドラインを県で示す必要があるのでは、と長岡委員からお話がありました。

これについては、昨年度、私も参加した厚生労働省の障害者総合福祉推進事業という調査研究事業の中で、地域生活支援拠点の評価基準を作り、各市町村において、地域生活支援拠点を運営している行政あるいは法人側の評価と、利用者からの評価の両方の評価を突き合わせて、きちんと機能させていくという内容の報告書が既に作成されています。こちらを基にして、県内の地域生活支援拠点が実効的になるよう進めていったらどうか、となりました。

それから、先ほどの入所待機の関係で、施設入所の入所基準、児童入所施設のガイドライン、そのようなものが現在策定されていると、長岡委員から報告がありました。これについては今後のワーキンググループの中で、そのガイドラインを共有して、中身をきちんと読ませていただいて、次の計画にどう反映していきたいかを今後検討していこうとなりました。

グループホームについて。障害者虐待防止の観点から、厚生労働省が全国で起こっている虐待の件数を集計して統計を公表していますが、入所施設に次いで虐待が多いのがグループホームとなっています。グループホームはどうしても密室性が高く、職員が少ないため、リスクが高くなるのではとされています。そのため、グループホームにおける虐待の防止について、もっと実効的な対策が必要なのではというご意見がありました。

これについては、昨年度、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で、検討会が行われました。その報告書の中で、障害者のグループホームについて、地域住民も含めた運営推進会議を作ってその事業内容を検討していく仕組みを導入したらどうかということが書かれていました。現在、国の調査研究事業の中で運営推進会議の在り方をどうしたらいいかということの検討が進んでいます。私もそちらの調査研究事業のメンバーです。そういったことも含めて、グループホームの透明性の確保や質の向上について、次の計画に反映していこうとなりました。

また、サービスを提供している職員からの利用者に関する苦情、いわゆるカスタマーハラスメントの課題があるということも、長岡委員から報告がありました。これに関する対策も計画の中で反映できないかのご意見でした。どうしてもサービスを提供する側は、利用者からの苦情を受けることは当たり前のことでもあります。通常苦情ではなく、職員を傷つけるような暴言等になりますと、やはり対応が必要です。我慢して受けとめているという実態があると思います。これについては、利用者からの深刻なセクハラ、暴力、そういった事案も報告されていますので警察との連携とか、そういったことも含めて潜在化させない仕組みを今後検討していく方向になりました。

羽生田委員から、日中支援型グループホームについて意見がありました。グループホームは通常、夜間支援で、昼間は通所施設などに通うわけですが、一日グループホームで過ごすことを前提にしたグループホームの利用も現在あります。これに関しては、日中に何をすることが不明確になっていて、実態把握が必要なのではないかと意見がありました。長岡委員からも、さいたま市では自立支援協議会で日中支援型グループホームの日中の過ごし方のアンケートを実施しているというご報告もありましたので、そういった取組ができるかどうかを今後検討していくという話になりました。

最後にeスポーツについて。Bチームの追加課題として検討が進んでいるところですが、当初事務局からは、現在の第6期障害者支援計画の中に、途中から入れてはどうかというお話もありましたが、これについてはワーキンググループの中でもいろいろな意見が出まして、次の計画でどのようにしていくか、もう少し慎重に、時間をかけて検討していこうとなりました。以上です。

(大島委員)

Cチームのリーダーをさせていただいております大島です。よろしくお願いいたします。

Cチームの検討課題は、大きく分けて「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」、「安心安全な環境をつくる」という2つの課題があります。7月に行われましたCチームのワーキングでは、まずサブリーダーを田中委員に引き受けていただきました。

次に、検討の進め方としまして、昨年度のワーキングチームで、議論してきた内容について、事務局の方でまとめていただいたペーパーがありましたので、それに対して、質問や確認をしながら、この2つの課題について検討していくことになりました。ボリュームとしては、「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」について、多くの時間を費やしました。もう1つの「安心安全な環境をつくる」は、まだ十分に議論できていないため、11月以降のワーキングで検討していくことになるかと考えております。そのため、今日は主に「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」について、Cチームがどのような議論を進めてきたのかをご報告させていただきたいと思います。

まず、「共に育ち、共に学ぶ教育を推進する」の施策の中にも出てくる「インクルーシブ教育」について。昨年度のワーキングの中で出た「障害のある子とない子が一緒に学ぶこと」に加えて、例えば障害のないお子さんとその親御さんに対しても、障害理解が深まるようなアプローチが必要ではないかと話が出ました。特に、保護者会などで働きかけるなど、親に対するアプローチが必要であることを強調して議論が進められました。また、障害のある子もない子も、それぞれの選択に基づき、必要な支援や配慮を受けた上で、一緒に居られることがインクルーシブ教育である、それがとても大事なことではないかという意見が、多くの皆さんから寄せられました。

まずは、インクルーシブ教育に関して、親に対しても、子供に対しても、理解促進が必要であり、理解を進めていくところをどのように具体的に施策の中に入れていくか。親に対しての取組は今の施策に明言しているところがなかったと思いますので、その辺りをどのような形で施策に含めていけるかを検討していくことが必要ではないかというお話が出ました。

このインクルーシブ教育とも関連して、もう1つ出た大きな意見として、教職員に対する研修があります。施策体系でいうと「教職員等の資質の向上」になり、特別支援教育課や義務教育指導課が担当課となっています。初任者研修、臨時研修など先生方への研修を行っていますが、研修方法や具体的なプログラムなどに、ワーキング等で議論されているところ、施策のねらっているところをダイレクトに反映できるよう検討が必要ではないかと話が出ました。

これはインクルーシブ教育だけではなく、例えば特別支援学校などでも、子供に応じた配慮やニーズを捉えるスピード、スキルについて研修の必要性があるとの話になりました。そこで昨年度のワーキングでも特別支援教育課に来ていただいて、研修のプログラムや方法をヒアリングしたのですが、具体的な研修のプログラムなど細かいところまでは十分に伺えていない点もありましたので、今年度も研修のことが分かる担当者の方に来ていただき、次回のワーキングでヒアリングを行いたいという話になっています。また、研修については、小材委員から文科省がまとめた「障害のある子供の教育支援の手引き」が出ているとご紹介いただきました。こうした手引きの内容を基に研修を組む、又は実際そうされているのかなども含めて、より具体的な中身を検討できればという話になりました。

また、八木井委員から、各市町村の学校に通う障害がある子供たちに対する合理的配慮がどこまでされているのかについて県が把握できているのか、実際に合理的配慮として具体的に何をしているのか、そのあたりを把握することが必要ではないかと意見がありました。障害者福祉推進課では把握をしていないということですので、実態把握をワーキングの検討課題に入れておく必要があるということで議論しました。

そして、インクルーシブ教育に関連して、研修の際に先生方にどのようにインクルーシブ教育を伝えているか、また、学校としてどう捉えているかなどを把握しておく必要がある、研修後のフォローアップ体制などについても把握したいという意見が出ました。

続きまして、「安心安全な環境をつくる」について。冒頭でもお話しましたように、それほど時間を取って議論できたわけではありませんが、いくつか意見が出ておりますのでご紹介したいと思います。

「療育体制の充実」において、地域療育や相談体制の整備などの施策があります。この中でも「親に対しての早期理解をどのように促していくか」といった課題があるのではないかと意見がありました。実際に施策の中でも「保護者が子供の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど実施に向けて市町村を支援する」とあります。このあたりの施策を軸にしながら、も

う少し県の施策として検討していきたいと思います。

もう1つは、感染症、災害時の話について。昨年度も何度も出てきてたところではあるのですが、八木井委員から「緊急時にヘルパーがいない、確保できない状況の対応が必要」とご意見を頂いています。また、感染症対策については、県のリハビリテーションセンターで障害者向けのコロナ患者用病床を確保していることや、地域のリハビリテーションセンターの機能についても役割や機能が変わろうとしていると情報共有がありました。このあたりも「保健・医療サービスの充実」に関連していますので、必要な情報として共有していただいたところです。

また、八木井委員からワーキングで言い足りなかったこととして資料を頂いています。私の方から既にお話したところもありますが、八木井委員から追加等ありましたらお願いします。

(八木井委員)

前回ワーキングの時に言い足りなかったことがありましたので、紙で持ってきました。皆様に読んでいただければと思います。

(大島委員)

用意してきてくださりありがとうございます。

Cチームでは「共に育ち、共に学ぶ教育の推進」について、次回11月のワーキングで各担当課の方に出席していただき、お話を伺う予定です。調整結果については事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局から報告させていただきます。

今の大島委員のご報告にあったとおり、前回のCチームワーキング等の中で、県教育委員会の関係課に出席いただいて詳しく話を聞きたいとのご要望をいただいたため、事務局の方で特別支援教育課と義務教育指導課にワーキングチームへの参加をお願いして参りました。調整の結果、特別支援教育課は参加していただけることになりましたが、義務教育指導課は業務の都合上参加が難しいため、代わりに質疑や要望等を文書で頂いて、それに対して回答する方法で対応させていただきたいとの返答がありました。今現在の状況としてはそのようになっております。以上です。

(大島委員)

ありがとうございます。今日は全体会議のためできませんが、Cチームで質問事項を挙げる作業をしておきたいと思います。以上でCチームの報告を終わります。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

今、各チームリーダーから、検討状況と次回に向けてどのように取り組んでいくのかご報告をいただきました。委員の皆様におかれては、それぞれ参加されていないワーキングの確認及び前年度から確認をしていただいている部分も含めて、共有できたと思います。

それでは2番目の議事として、意見交換に入りたいと思います。先ほどの報告の中でも、Bチームから、Aチームに障害者差別解消法の関係で意見をいただきました。そのようにA、B、Cにつながっていく部分又はそれぞれのチームの検討状況について、委員の皆様から質問、意見、ご要望等を頂きたいと思います。それでは挙手をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小野寺委員)

きょうされん埼玉支部の小野寺と申します。Aチームに今回から出ています。自分は2期目になりますので、ちょうど4年目で、最後の年になります。

この第6期計画を立てるときに、いろいろ意見を出させていただきました。28ページ「第3章 取り組むべき課題」の障害者の理解促進と差別解消の部分で、「この数年で、津久井やまゆり園事件や旧優生保護法による強制不妊手術問題など誤った優生思想に基づく許されない事件や問題が社会的にクローズアップされました。」とあります。この部分について自分は意識がありまして、当時この文言を入れる、入れないなどの話のところ、ぜひ今回、時間が経ってからも、必ず入れてもらうようお願いしたいと議論した記憶があります。

先ほど佐藤会長から国連の話が出てきたと思いますが、8月22日、23日にジュネーブで、障害者権利条約の日本の審査が行われまして、100名を超える傍聴者が入ったということで、今までで一番多くの傍聴者が参加したという話です。それを受けて9月9日に日本の行政、立法、司法及び地方自治体などの公的機関の総括所見、勧告を公表したというものがあります。その中でかなり踏み込んだ勧告がありました。例えば、津久井やまゆり園事件などを検証することが勧告されました。検証がなく、うやむやにされているところもあり、その源流には優先思想が残っていると言われていています。結局、検証しないままに終わらせているんです。旧優生保護法についても、低額な一時金で処理するべきではないということや、来年の時限で終わらせるものではないこと、たくさん踏み込んだものがありますので、この総括所見は、今後、計画を立てる上で、かなり参考になるものです。是非これを参考文献として使ったらよいのでは、と自分の思いとしてあります。

特に旧優生保護法については、本当に人権蹂躪であり、当事者の意見を聞くというところで、今訴訟が全国で行われています。お知らせになってしまいますが、今月の25日に訴訟で立ち上がっている人たちが日比谷野音に集まって、当事者の声を聞いて、みんなで団結して、

いろいろとつなげていこうと計画しています。そういう機会に私たちも参加して、どれだけ悲痛な思いをしてきたのかを受け止めながら、今の日本のこの人権侵害、人権蹂躪の根底を見つめ直して、埼玉県の施策につなげていけたらいいなと思っていますので、是非よろしくお願ひします。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(山中委員)

埼玉連の山中です。月曜日の新聞に、特別支援学校を維持するという内容がありました。障害者基本計画素案として政府から出されたものなのですが、特別支援学校を維持すること自体は国連の障害者権利条約の権利委員会から中止を求めています。ですが、政府はこれを維持するという記事でありました。今私はCチームに入っています。特別支援学校を強調してしまうとますます分かれてしまう。そこを全教員が理解を深めて、クラスにどんな子が入ってきても一緒にできるという体制を目指していかなければいけない。特別扱いするばかりが良いという話ではないのではと思いました。以上です。ありがとうございました。

(佐藤会長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

(田口委員)

埼玉県視覚障害者福祉協会の田口と申します。

まず、Aチームの実証実験の件で、開催日時が分かっていたら、とても聞きたかったなと思いました。今回は、大学の場での実証実験だったということですが、小学校中学校の場でも、講師となるのは、障害当事者だと思います。例えば、視覚障害当事者を見た子供たちは、その人が視覚障害の代表になってしまうということも考えられるのではと思います。全盲の方が講師になれば「視覚障害者」は何も見えないという認識になります。実際には、弱視の方も多くいます。弱視の方にも苦労している面があると思います。講師をする障害当事者の方が幅広い見識を持って講義をすることが大切だと思いました。

八木井委員に出していただいたコロナに関する提言について。私も共感します。今度の第8波では、インフルエンザと併せて70万人が感染するのではないかと懸念されています。自分で抗原キットを使って検査をしてくださいと言われていますが、障害者にこれができると思っているのか、障害者抜きで考えているのでは、と私は怒りを感じています。そのあたりについても、県として障害者に対するコロナ感染症へのアプローチなど、指針を示してもらって、安

心できるような環境づくりをしていただきたいと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

今のいろいろな御意見をまとめると、まず、Aチームの中で検討される差別解消に関するところは、もう少し議論を深めたほうがよいという御意見がありました。1回の研修だけでは深い理解を得られないということを踏まえ、広く進めていくように。また、Bチームに係るところですが、コロナに関して、まだコロナ禍が収束したわけではありませんし、再びこのようなことが起こる可能性があるということで、当事者の方たちのご意見に配慮しながら、どう検討して支援に当たっていくのか考える必要があると思います。また、Cチームに関する部分ではインクルーシブ教育についても意見がありました。他いかがでしょうか。

(小材委員)

埼玉県自閉症協会の小材です。

Bチームでeスポーツについてのお話が挙がっていると思うのですが、事務局にeスポーツを出した理由を聞いたところ、「障害者の社会参加を推進していく上で、非常に有効なツールであるということ」、「eスポーツが非常に注目を浴びていた時期でもあること」からであると。この後半の部分に、私はすごく驚きました。前も本会議でお話しましたように、eスポーツは発達障害のある人にとってはデメリットの方が大きかったりします。普通、時間の使い方として、ゲームをやれば、自分でスケジューリングをしてうまく日常が回るように生活できますが、そこが発達障害のある子だと苦手なのと、お金の使い方がなかなかうまくいかずに、収入がないのにどんどんお金を使ってしまうなど、デメリットがたくさんあります。そのあたりも踏まえて、このeスポーツについては話し合いを続けていただきたいと思います。私も時間があれば、ワーキングに参加したいと思っていますが、この件については、ちょっと危険だと思っています。素朴な疑問として、事務局はこのeスポーツを施策にどう反映させる予定なのか、行政としてどう関わる予定なのか、そこを教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(佐藤会長)

これは事務局の方でお願いできますか。

(事務局)

当初、第6期障害者支援計画の途中から計画を改正して、障害者のeスポーツを推進する内容を施策に盛り込む案について、障害者施策推進協議会の委員の皆様にご意見をいただくとい

うことで、議題として提案させていただきました。令和3年度1年間のeスポーツに関する議論については、第6期障害者支援計画を改正し、eスポーツを推進する旨を盛り込むという結論先にありきで、かなり議論を急いでしまった側面がありました。昨年度の1年間で、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。障害者の社会参加を推進する側面から、望ましいものではないかというような意見をいただく一方で、反対に慎重な意見もありました。様々なご意見をいただく中で、令和4年度についても引き続き色々なご意見をいただきながら議論を深めるべきではないかという考えがあります。今年は、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、障害者支援計画の中に「障害者のeスポーツの推進」を入れるのか、その判断も含めて、継続的に議論を進めていただきたいと考えております。

(小材委員)

つまり、障害者支援計画の冊子の中に「eスポーツを推進します」という文言を入れるか入れないか、ということですか。

(事務局)

結論から申し上げますとそういうことになります。ニュートラルな状態で、障害者支援計画の中に「障害者のeスポーツを推進する」というような項目を入れるべきか入れないべきでないかを含めて、慎重な議論を重ねていただく。委員の皆様から多様なご意見をいただいて判断していくという状況になっています。

(関口委員)

昨年度はeスポーツのグループで発言させていただいた者なのですが、その時には非常に懸念をしているということで、お話をさせていただきました。

小材委員のお気持ちも十分分かります。支援している方々の中には、生業能力に問題があって、なかなか自分でブレーキをかけられない方もいらっしゃいますので、eスポーツによって生活破綻するのではという心配もあるかと思えます。ただ、他の都道府県の中には、障害者に対してeスポーツを推進しているところもあると聞いておりますので、その検証、効果など情報を得ながら検討できるといいのではと思います。今は心配事しか出てきませんので、実際に推進しているところでは、どのような効果があるのか、どのようなプログラムだと成功するのかなど、情報を提供していただけると、更に形になってくるかもしれません。どのようなセキュリティが図れているのかなど、ご提供いただければと思います。よろしくお願ひします。

(羽生田委員)

Bチームの羽生田です。

社会参加という側面から言えば、例えば、パラスポーツも社会参加だと思います。観戦する人が健常者であることもありますし、一緒に参加するともあります。特にeスポーツに焦点を当てて、「推進」まで進める計画については、私自身よく理解できません。計画の中に「推進」を入れる意味について、もう少しはっきりすれば良いと思います。「eスポーツを推進する」という文言を入れることについては、私自身はちょっと理解できないかなと思います。むしろパラスポーツと一緒に進めるだとか、いろんなことをうたうことに関してはいいと思うのですが、「推進」がよく分かりません。

(田口委員)

同じような質問ですが、社会参加推進とは、どのようなことにつながっていくのかが理解できませんでした。

(佐藤会長)

それはeスポーツがどのような社会参加につながっていくのか、ということでしょうか。事務局への確認でしょうか。

(田口委員)

そうです。

事務局から「社会参加につながっていく(社会参加を推進する)」という言葉が出ましたので、eスポーツがどのように社会参加につながっていくのかが理解できないということです。

(佐藤会長)

事務局、いかがでしょうか。社会参加ということは、外のいろんな人たちと交流するような印象ですが。

(田口委員)

それは分かっている、今ネットゲームはいろいろあると思いますが、この「つながること」が社会参加になるのか。そのあたりが理解できませんでした。

(事務局)

障害のある方も、障害のない方も、分け隔てなく同じ舞台上で競い合い、一緒になって楽しめる一つの方法として、eスポーツがあると捉えています。

(田口委員)

それは理解できました。

視覚障害者の間でも、ネットゲームの将棋とか、ボードゲームなど、いろいろ考えてゲームが開発されている話も聞いていますので、そのあたりは理解できました。「e スポーツ」という言葉に問題があるのではと思いました。以上です。

(宮野委員)

埼玉県障害難病団体協議会が宮野と申します。

前回、e スポーツの議題が挙げられたワーキングチームに参加していたのですが、非常に私もびっくりして、この背景は一体何なのかと感じました。県議会で発言（質問）があつて、事務局の皆さんが動いたということを知りました。事実がどうか分からないのですが、議員が言うとお動くんだという印象を持ちました。その実態が分からないのですが、事務局の方はそのような圧力があつて話を持ってきたのかと思いましたが、そういうことはないのでしょうか。

(事務局)

昨年度の県議会における質問で、そのようなご提案があつたのは事実です。執行部でもありますので、議会から提案があれば尊重して検討する必要もあります。昨年度につきましては、Bチームの会議メモの記載にもありますが、結論先にありきで進めてきた面がありましたので、繰り返しになりますけれども、ニュートラルな状態で皆様のご意見を伺って、引き続き検討していただきたいというところです。

補足をしますと、スポーツ振興課が担当している埼玉県スポーツ推進計画が、来年度から次期計画に入るところで、この10月1日から末日まで県民の方からご意見を求めているところです。次期スポーツ推進計画案はホームページに掲載されていますが、この中でe スポーツ全般について触れている部分があります。情報発信、e スポーツに触れる機会の創出、大会の開催推進などがあります。本県のスポーツ推進全般に係る計画では、e スポーツについて触れていることを踏まえて、障害者支援計画ではどうするのか、皆様と一緒にニュートラルな状態で検討したいと考えています。

(関口委員)

県からニュートラルという発言がありましたので、e スポーツに関して情報提供していただき、好事例等を是非教えていただきたいです。個人的な意見ですが、テレビを拝見していると、高齢者の方が過疎地域でe スポーツができた事例もありますので、決して悪いことばかりではないとも思います。ただ、障害者の方がe スポーツに取り組む上で、環境や障害特性を考えたときに、本当にできるかどうかはやはり懸念があります。そこをカバーできるのであれば、推進してもよいのではと思います。

先ほど羽生田委員がおっしゃっていたように、eスポーツだけを取り上げるのではなく、普通のスポーツやパラスポーツに位置付ける。eスポーツに特化することなく、スポーツ全般の中で、自分が参加したいものがeスポーツであるというような形が落とし所としては一番すっきりするなと思ったりもしました。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

eスポーツについて、各委員の方がとても関心を持っています。新しいものを受け止める上で、何かよく分からない部分もあり、良い部分もあればそうでない部分もありますから、そこは慎重に検討されるべきというところですか。特に障害施策の方針の中に入れるとなると、十分な議論のない中で安直に決めてしまうことはどうかというところでもあります。また、多様性の社会の中で、このような新しいものをどう捉えていくのかが問われているのかもしれませんが。Bチームの皆さんには、ここで議論されたことを踏まえながら、先ほど事務局からもあったように、ニュートラルな状態でもう一度検討していただくということでもよろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

(小野寺委員)

eスポーツに限った話ではないですが、eスポーツはお金のかかるスポーツですから、障害のある人の所得補償をしない限り、eスポーツはできないと思います。今回の国連委員会からも障害のある人の収入について話がありました。今回、年金が下がります。そのような国の方針の中で、お金のかかるeスポーツを推進することについては疑問があります。国の障害者施策が、そもそも貧困な状態です。これについては今回の権利委員会からの勧告でも出ています。何か特化されたものを推進して、いかにも障害者施策が進んでいるように見せても、実態は違います。自分たちは障害当事者と常に一緒に生活、活動していて、その実態を十分知っている立場です。そういう点から、eスポーツの推進については考えたほうがいいのかとは思いました。

(山中委員)

埼玉家連の山中です。

そもそも論になりますが、社会参加とはなんだろうと、いつも思います。精神疾患の人は、一見社会参加しているように見えても、一度落ちてしまうと、もう二度と社会参加できない状態になる。しかし、社会とはそういう人も含めて「社会」です。社会参加とは、本当は何だろうと。社会の中にはいろんな人がいることを認めるところから始めないといけないと思いま

す。「こういうものがあるから、ここから社会に入れるよ」とドアを開けていても仕方がないと思います。ドアを開けていても、そこから入れない人もたくさんいます。ドアのない社会、いろんな生きにくい人も包み込んでいるものが社会だという認識をまずしていただきたいです。単純に「こういうものがあるからみんなで楽しめていいよね」という発想はなくして欲しいです。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。他にはありますか。

施策として計画に載せるということは、実行していくということですので、予算措置も必要になります。施策として載せるということは、それを裏付ける予算が付くということになると思いますので、そのあたりは事務方のご尽力が大きいところではありますが、どんなことが具体的にできるのか、例えばヒューマンライブラリー（仮称）についても、具体化するためには予算がなければできません。本年度は、私の方で捻出できる範囲、責任を持てる範囲でやらせていただいた現実もあります。実行するとなれば、予算を取っていただいて、実効性を担保していかなければいけないと思います。それは全ての施策に関連することだと思います。そうした意味も含めながら、皆さんのお力をいただき、いろいろとバランスを取りながら検討を進めていくということになります。

また、先程お話があった所得に関するところでも、社会保障関係の部分なども考慮して、きちんと必要なものを打ち出していくところでは、皆さんのご意見が必要になるかと思います。

他にはいかがでしょうか。

(曾根委員)

3点あります。所得補償とeスポーツの関係ですが、eスポーツだけでなく、パラスポーツをするに当たってもお金はかかるかと思います。パラスポーツについては、所得補償がないからできないという話にはならなくて、eスポーツだとその話になるというのは、論理的な一貫性がないように思います。ですので、補償がないとやってはいけないという議論になると、幅が狭くなって印象です。そのあたりは冷静に検討するべきではと思いました。

2点目が、障害者差別解消法の関係で入居拒否のお話をしたと思いますが、補足させてください。入店拒否をしたお店がチェーン店だったそうです。チェーン店ですと、盲導犬を連れてくる人を入店させないという業務マニュアルが、そのお店にあった可能性もあるのではとお話を聞いて感じました。入店拒否したお店に対して個別に対応することも必要だと思いますが、障害のある人に対する差別的なマニュアルがないかどうかを突き止められれば、それを改めることによって、全店で改善されることになります。そのような視点もぜひ持っていただくことが必要だと思います。医療機関についても、医療機関に個別に対応することも必要ではあり

ますが、例えば医師会などに協議をするなど、全体への改善の働きかけという方向性も入れるべきではと思いました。それを進めていくためには、埼玉県の差別解消支援地域協議会などで、どのようなメンバーがいらっしゃるかわかりませんが、事業者の方にも入っていただいているかと思しますので、各業界に点検していただくよう働きかける。そんな形で改善を進めるということも、一つ必要ではないかと思いました。

3つ目、手話懇話会についてです。平野委員がワーキンググループにいらしゃったときに、手話懇話会に参加されると伺っていました。手話に対する知見があまり多くない私たちが議論するよりも、手話に対して知見の豊富な人たちの検討結果の課題を計画にフィードバックしてもらう方が良いと思いましたので、そのようにしていきましようとして申し上げましたが、今事務局で確認していただいたところ、平野委員は手話懇話会のメンバーに入っていなかったということが判明しました。そうしますと、その課題を誰がフィードバックしてくれるかをきちんと整理しておかないと話が途切れてしまうこととなりますので、今後、事務局と相談したいと思います。

(事務局)

方法につきましては事務局の方で整理させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

チームとしてはABCと分かれています、どのチームとも関連性があり、すべての施策はつながっています。この協議会全体のところで、このように共有させていただきながら、ワーキングで議論を深めていただきたいと思います。そして、現状の施策の進捗状況を確認しながら、次期計画でより重点化していくことを整理していくというところでもあります。是非、次回のワーキングチームで、今日お話が出たことも踏まえながら、更なる検討を行っていただければと思います。

それでは議事の方としましては、「その他 今後の開催スケジュール」について、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは事務局の方から、次回の日程について連絡をさせていただきたいと思います。資料6をご覧くださいと思います。

まず、障害者施策推進協議会日程について、第3回が来年2月15日の水曜日、14時から16時まで、場所は埼玉会館7階の7B会議室となります。よろしくお願いたします。

続きまして、次回のワーキングチームの日程について、ワーキングチーム第2回は、Aチー

ムが11月15日火曜日の14時から16時まで、場所は埼玉会館の3B会議室。Bチームが11月11日金曜日の10時から12時まで、場所は埼玉会館の5D会議室。最後にCチームが11月21日月曜日の10時から12時まで、場所は埼玉会館5C会議室です。日程連絡につきましては以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。それでは、その他に皆様から何か、この場で他の委員の方にお伝えしたいことなどはありますか。

(田口委員)

埼玉県視覚障害者福祉協会の田口です。

議事の進行の件です。今日、第6期障害者支援計画の冊子を持ってきましたが、「何ページを開いて」と言われても、そこで読むことができません。前もって分かりましたら、「項目の〇〇番を読んでおいて」という指示をいただけたらと思います。

もう一つ、私事になってしまい申し訳ないのですが、ワーキングチームの時はマイクを使いません。長く話していると、最初は皆さん大きい声で話していても、だんだん小さい声になっていくと思います。補聴器をつけていますが、聞き取りにくいことがありますので、もし可能であれば、ワーキングチームにもマイクを使っていたらと有り難いです。以上です。

(佐藤会長)

ワーキングでも、是非マイクを使って、音声聞き取りやすいような環境を整えていただくことが一つ。

議事で、もし皆さんからお伝えする資料のページ等がありましたら、事前にお伝えいただくことを心掛けていただければと思います。やむを得ず、当日、思い出して発言することがあるかもしれませんが、その際は申し訳ありません。事前に確認ができるところについては、是非ご協力をいただきたいと思います。

他の委員からはありますか。

(田中委員)

埼玉県障害者協議会の田中です。

eスポーツについて、できれば次回は資料を用意していただきたいです。他県の状況のお話も出ましたし、そもそもeスポーツが何かよく分からない部分もあります。パラスポーツの中にeスポーツが位置付けられてきているということは分かります。東京オリンピックで新しいスポーツとして、ボルダリングやスケートボードなど全く今まで遊びだったものが、競技と捉えら

れるようになったということを考えると、多様な障害を持った人たちが、多様なパラスポーツに接することができるという一つのチャンスやきっかけになるのではと思いました。

私自身、車いすダンスをしています。車いすダンスをできない人もいれば、やりたくない人もいます。ボッチャもですが、様々なパラスポーツを作り出すことで、レクリエーションとして楽しめるようなスポーツもたくさんありますから、選択肢としてeスポーツをパラスポーツとして位置付けることができるのかどうか、というところも含めて、何か資料の提供をお願いできればと思います。

(長岡委員)

埼玉県発達障害福祉協会の長岡です。

障害者支援計画と関わりが薄いところなので、ここで発言させていただきます。八木井委員からあったコロナのお話は、すごく重いことだと思います。私の地域でも、施設でクラスターが起きると、いろいろなところいろいろな連絡が飛び交って、もちろん施設は大変です。実感として、地域の中で障害福祉に携わる事業所としては、在宅で暮らしている障害者の方や、そのケアラーの方、例えばお母さんがコロナに罹った状況になると非常に大変です。実際に良くない結末、大変な状況になるという例が、今年の第7波では何回もありました。当然、1人で暮らしている方の容体が深夜に急変したこともありました。そうならないために、例えば私の法人では、相談支援の事業所等が、通所の事業所から出たコロナ患者の発熱外来と一緒に受診するということが何度もありました。そういう中で、八木井委員のように地域で暮らしている方の情報事例は、施設利用者と比べてすごく少ないと思います。「事業所がBCPを作成するときの参考とするためにデータを」と八木井委員はおっしゃっていますが、それだけではなく、在宅で暮らしている方の状況を地域の中で共有できるようなデータがあれば、すぐにでも生かせるのにと感じました。次回までに、そのあたりの情報を蓄積して伝えていただければと感じましたので、発言させていただきました。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございます。実際に障害者支援課等で、今のご発言にあったようなデータの集計等はされているのでしょうか。

(障害者支援課)

在宅で暮らしている障害者の保護者の方が陽性になって、見る方がいなくなってしまった場合に、濃厚接触者である障害者が陰性である場合、どこか対応できる場所がないかというところで、1箇所、嵐山郷という施設に対応をお願いしているところではあります。今年度、相談は何件かあったのですが、実際には、在宅で暮らしている障害者の方が違う場所で生活するこ

とが難しいことや、コロナが感染拡大している中で、施設の受け入れ体制の整備自体が難しく、受け入れられないということがありまして、実績としては0です。そういう意味での問い合わせでは何件かいただいておりますが、それが全体的にどうなのか等については把握しておりません。

(長岡委員)

ケアラー支援として始まったというところなのですが、現実的には、同居していた家族が陽性になり、私の事業所でも受け入れをしましたが、その後で障害者本人が陽性になるパターンが多いです。ですので、制度のあり方をもっと有効なものとするという点でも、そのための事例の集積があってもよいと思います。そういう情報がたくさんあるところは、保健所だと思います。ぜひ、保健所との連携も含めて何か情報があればと思いました。

(関口委員)

私が勤めている鴻巣病院では、知的・精神障害者の方がコロナ陽性になった場合に受け入れる病床があります。ただ、八木井委員がご自身のことを話されていましたが、身体障害者の方がコロナ陽性になった場合に、ケアできるような施設を埼玉県として用意することが難しいのかなど。一般病床で受け入れが可能なのかどうかなど、そのあたりの整理が今後必要かと思えます。コロナ病床が今後どうなるかわかりませんが、一般の福祉施設では、コロナ陽性の方を受け入れることがクラスター発生にかなり繋がっている可能性もありますので、それは難しいと思います。医療機関で受け入れ体制が整うかどうかについても、医療的ケア児の問題もありますが、医療機関とどう連携していくかが今後必要だと思えます。課題として入れていただければと思います。

(佐藤会長)

捉え方としては、この障害者支援計画でも障害者に関する災害対応の部分は地域福祉計画に任されています。災害対応については、災害対策の計画や、障害者に関連する部分では避難所のことなどもあります。コロナは災害に近く、国によっては戦時下のような捉え方をして対応しているところもあります。この計画の中には、そういった趣旨の部分は入っていません。安心な暮らしの確保という点で考えると、マスクのことやコロナウイルス感染症の予防的なものは入っていますが、実際にその人の生活をどう守るかについての切実な課題が見えてきたところだと思います。これは今期、次期の支援計画において謳うべきところで、今後このような状態が継続していく可能性もありますし、さらに深刻化する可能性もあります。現在の施策体系の枠組みですと、どこに該当するのか掴みにくいところもありますから、全体の中で確認をして、まず事務局の方でも課題として把握いただければと思います。

(長岡委員)

もし、この計画に何かを反映させるとしたら、災害もコロナも同じだと思いますが、やはり最前線は「地域」だと思います。計画の中に入れることができるとしたら、自立支援協議会の機能をどう強化していくかについて、今後ぜひ検討していただければと思います。地域の実情等によって、いろいろ施策が変わってくると思います。

(佐藤会長)

全体を捉える視点で考えると、上位計画である地域福祉計画を策定している福祉政策課に、こちらから一つの見解として伝えて検討していただくことも考えられます。要支援者の避難の関係は、地域福祉計画に入っています。その部分と、長岡委員からご指摘があったように、地域で考えるところでは、自立支援協議会の機能の中にどのように入れていくのかという点。この点については、現時点では十分に整理されていませんが、協議会の中で話が出ましたから、事務局の方で少し整理をお願いします。現状の中で、次回協議会で示せるようなものがあれば示していただければと思います。また、他県の取組も情報収集をしていただくことが必要かと思えます。

(曾根委員)

厚生労働省が令和3年2月16日に通知を出しています。在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意事項についてです。一般的なことしか書かれていないような気がします。一応、国がこのような通知を出していますので、これを埼玉県内でどのように具体化していくかを考えることが必要と感じました。

(佐藤会長)

では、事務局には、今の点も含めて確認をしていただいて、ご検討いただきたいと思えます。

(大井田委員)

埼玉県身体障害者福祉協会の大井田です。

先ほど、曾根委員から出ました盲導犬の入店拒否について補足です。入店拒否をしたお店が所沢にありまして、その後もそのお店の前は通り過ぎたんですが、入ることはありませんでした。ところが、所沢に住んでる友人が、そのお店に入った時、「私の友達が盲導犬と一緒に入ろうとしたら入店を拒否された」と、店長に伝えてくださったようです。「このお店はそういうことするんですか」と聞いたところ、「入店拒否はしていません。その時、対応したスタッ

フが認識不足だったため申し訳なかった。」と言われたということです。そこはチェーン店ですので、本部の方からもその点は周知されており、補助犬の入店を拒むことはないとお返事をいただきました。

それから、eスポーツに関してです。ワーキングチームで、私はどちらかというと実際に体を實際動かすスポーツの方が好きだというお話をさせてもらいました。今年度、埼玉県パラドリームアスリート事業の強化選手に指定されました。先日15、16日に、サウンドテーブルテニス大会の関東大会に出場して、埼玉県人が準優勝しました。私はeスポーツについてよくわからないですし、田口さんがおっしゃったように、それが社会参加にどう繋がるかについてもまだ理解ができていません。視覚障害者のスポーツも見える人も見えない人も一緒に楽しめるスポーツですので、広く皆さんに知っていただいて、一緒に楽しめればと個人的に思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

それではちょうど時間も16時を迎えるところになりました。長時間にわたって活発なご意見をいただきましたので、事務局に整理をしてもらいながら、それぞれのチームでご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局の方にお戻ししたいと思います。

(司会)

皆様、大変お疲れ様でした。以上をもちまして、令和4年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会を開会いたします。本日はありがとうございました。

令和4年10月18日

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 小村 由美子

議事録署名委員 續 亜希子